

介護予防通所リハビリテーション料金表

介護老人保健施設 アモールケア白井

令和4年10月1日改定

1、基本料金表(共通)

(Ⅰ)介護保険1割負担分		
基本サービス費	要支援1 2,121 円/月 (2,053 単位)	要支援2 4,131 円/月 (3,999 単位)
(Ⅱ)介護保険外		
食費	600 円/昼食	
月額(30日)	4,521 円(週1回月4回を基準)	8,931 円(週2回月8回を基準)

※地域区分:6級地(10.33円/単位)で計算しています。およその金額となる為実際の請求額に若干誤差が生じます。

2、主な加算利用料 ※該当する方に対して基本料金に加算します。

加算項目	金額・単位・項目内容	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	91 円/月(88単位)	要支援1※介護職員における介護福祉士の割合が70%以上
	182 円/月(176単位)	要支援2※介護職員における介護福祉士の割合が70%以上
若年性認知症受入加算	248 円/月(240単位)	若年性認知症の利用者の受入れ、ケアをした場合
運動機能向上加算	233 円/月(225単位)	個別に運動器機能向上サービスを実施した場合
栄養改善加算	207 円/月(200単位)	低栄養状態またはそのおそれのある方対象
口腔機能向上加算(Ⅰ)	155 円/月(150単位)	口腔機能が低下している方またはそのおそれのある方対象
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	496 円/月(480単位)	運動機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算の内、2種類の加算の算定を行っている場合
科学的介護推進体制加算	42 円/月(40単位)	※科学的介護情報システムに情報提供した場合
12月超減算	-21 円/月(-20単位)	要支援1※利用から12月を超えた場合
	-40 円/月(-40単位)	要支援2※利用から12月を超えた場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施している場合、算定した単位数の4.7%に相当する単位数を算定	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基準に適合している勤続年数に達する介護職員等の賃金の改善等を実施している場合、算定した単位数の2.0%に相当する単位数を算定	
介護職員等ベースアップ等支援加算	基準に適合している勤続年数に達する介護職員等の賃金の改善等を実施している場合、算定した単位数の1.0%に相当する単位数を算定	

3、その他の利用料 ※課税対象品目もあり、別途消費税を頂きます。

オムツ代	150 円/回	使用した場合
パット代	50 円/回	使用した場合
特別行事食	200 円/回	特別な行事時の特別なメニューの場合には、通常の食事に加算されます
教養娯楽費	実費	行事費・レクリエーション費など